

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成27年度 第2回 川西市損害評価会		
事務局(担当課)	市民生活部 生活活性室 産業振興課		
開催日時	平成27年8月25日(火) 午前10時～午前11時		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	西田 信治、菊本 秀明、篠木 善和、 山田 武司、天津 恭至、橋本 信一	
	その他		
	事務局	金淵室長、人見課長、松田主査、五代主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 平成27年産水稻引受状況について (2) 平成27年産水稻損害評価方法及び日程について (3) 平成27年度水稻損害防止事業補助金について (4) 平成28年度水稻無事戻しの廃止について		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>本日は、皆さまお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 定刻になりましたので、ただ今より第2回損害評価会を開催いたします。 本日の出席委員は全員出席されており、委員の過半数を超えておりますので、川西市損害評価会運営要綱第3条2項に基づきまして、この会議は成立していることをここにご報告させていただきます。 それでは、開会にあたりまして会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>本日は皆さま、農繁期で何かとお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これから、台風などの自然災害や、イノシシ、シカなどによる獣害などで被害報告が入ってくるかもしれません。これに備え、損害評価会を行いたいと思いますので、皆さま方よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは川西市損害評価会運営要綱第3条に基づき、会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは川西市損害評価会運営要綱第4条2項に基づきまして、議長の指名により議事録署名人の選任を行います。議事録署名人は、菊本副会長、橋本委員をお願いいたします。 それでは、ただ今より協議事項に入ります。 協議事項 平成27年産水稻引受状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成27年産水稻引受状況について説明いたします。1ページをご覧ください。 引受状況の一覧となっております。今年の引受地区は23地区です。引受戸数は229戸、筆数752筆、引受面積は5,523.1a、引受収量は187,066kg、農家負担共済掛金は56,847円、賦課金105,243円、農家掛金合計は162,090円となっております。 平成26年の引受状況と比べますと、引受戸数5戸の減、筆数29筆の減、引受面積は156.1aの減、引受収量は4,160kgの減という状況でございます。 今年度の引受面積の減少要因は、水田を畑作農地として利用されたことや、農地転用や農地の売却による減少のほか、水田を青刈り水田や調整水田として利用されているところもあったためです。 引き続きまして2ページに移ります。2ページは1ページの結果を取りまとめたものを8月7日付、市長名で兵庫県農業共済組合連合会会長理事あてに平成27年産水稻1回作引受通知書を提出しております。 以上、平成27年産の水稻引受状況についてご協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>協議事項 平成27年産水稻引受状況について、事務局より説明がありましたが、ご質問はございませんか。</p> <p>ご意見がないようであれば、協議事項 平成27年産水稻引受状況について了承してよろしいでしょうか。</p>
委員全員	異議なし。
議長	それでは、次に協議事項 平成27年産水稻損害評価方法及び日程について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、平成27年産水稻損害評価方法及び日程について、説明いたします。</p> <p>本日、台風15号が上陸しています。この台風の進路では市内を直撃するものではないと予報されていますが、台風の強さや進路によりましては、市内の圃場や水路に大きな被害をもたらすことがあります。こうした台風による被害、イノシシ、シカによる獣害が川西市の被害報告には多くみられます。このような被害があった場合、被害があった農家から損害評価野帳を提出いただきます。</p> <p>この野帳は、損害評価員を担う生産組合長あてに提出していただき、生産組合長と近隣の生産組合長3名が事前に圃場を確認し、3割の被害を超えると判断した時に市へ提出されるものです。</p> <p>このような損害評価の流れにつき、生産組合長会で説明しようと考えております内容を説明いたします。</p> <p>まず3ページをお開きください。</p> <p>損害評価の方法から説明いたします。損害評価は、まず農家の被害申告（損害評価野帳の提出）から始まります。悉皆調査を地区で行っていただき、抜取調査を市の方で行います。この抜取調査につきまして、損害評価委員の皆さまにご協力をいただきたいと思いますと考えております。そして、県連合会による実測調査の順に実施します。</p> <p>次に15ページをお開きください。こちらは、損害評価員である生産組合長の名簿です。その中で損害評価地区として7班の班分けをしています。</p> <p>もし、黒川地区で被害が発生した場合、生産組合長は同じ東谷C地区内の方に連絡を取っていただき複数で、現地で検見調査を行ってもらうこととなります。水稻が倒されている、圃場が陥没しているなど、被害が3割を超えた場合は、共済支払対象になりますので、野帳を市へ提出してもらうこととなります。</p> <p>次に4ページにお戻りください。こちらは、野帳の作成について記載しております。一緒に検見いただいた生産組合長には、野帳の右上の評価者名の部分に押印をお願いします。</p> <p>5ページには野帳の記入方法を載せています。抜取調査では市は30株、連合会が60株稲を刈り取ることとなります。被害に遭った農家の方が刈り取りにご了承いただけた場合は、野帳の右上に 印を付けていただくよう、お願いします。</p> <p>5ページにありますように、損害評価の対象となる被害は、風水害・鳥獣害・冷害・</p>

事務局	<p>病虫害等で、30パーセント以上の被害があった場合が対象となります。そして、損害評価の対象は、稲刈りをされるまでが対象ですので、農家さんが刈り取られてしまうと調査ができませんので対象外となります。</p> <p>6ページに野帳の見本を付けています。7ページは今後の日程を記載しています。</p> <p>本日の会議が終わった後、お昼から市町損害評価委員等研修会が行われますので、皆さまにはこの研修会に引き続いて出席していただきたいと考えております。この研修会では、損害評価の方法はどうするのか、とより実践的な内容で説明が受けられるので、実のある研修会になるのではないかと思います。</p> <p>8月27日(木)の生産組合長会で損害評価野帳の配布と、ただいまの説明を行う予定です。</p> <p>これ以降、生産組合長の皆さまには、地区の損害評価野帳の取りまとめをお願いすることになります。8月28日から刈り取りまでとなっておりますので、遅くとも9月末までには稲刈りは終わるのではないかな、と予想しています。</p> <p>ただ、9月末までに市役所に損害評価野帳の提出があったときは、損害評価委員の皆さまには現地圃場で抜取調査を行っていただきます。調査のお願いは前日までにご連絡いたしますので、調査に参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>そして、10月29日(木)に第3回損害評価会を予定しています。この会議では8月28日から9月末までにありました被害報告をとりまとめ、被害状況を審議し、共済金をお支払いするか、しないか、という内容で諮問、答申を行いますので、この日の予定は空けていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>11月上旬にこの結果を連合会へ報告し、共済金のお支払いの準備等に入ります。共済金の支払いは、12月中旬に手続きを行い、12月下旬にお支払いを予定しております。</p> <p>説明は以上です。ご協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の説明内容に、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
委員	<p>損害評価に行くときは、一度市役所に集まるのでしょうか。</p>
事務局	<p>場所にもよります。被害圃場が近い場合は、現地で集合となります。今の想定では、一度市役所に集合していただき、市の車で現地圃場まで移動することを考えております。</p> <p>昨年度は損害評価委員が9名いらっしゃったので、第1回の損害評価の時は、全員で圃場に向かいましたが、第2回以降は、5名、4名というような体制で委員を分けて損害評価を行っていました。</p> <p>今年度から損害評価委員は6名体制となっておりますので、当日は都合で出席できない委員の方もいらっしゃると思いますので、今年度から損害評価を行う場合は、損害評価委員全員に連絡いたします。</p>

委員	<p>共済事故の評価の仕方について、研修で県の職員に指導してもらえるのでしょうか。評価と言っても経験がないので、イノシシが踏んだということは圃場を見れば分かりませんが、冷害となると分からないのですが。</p>
事務局	<p>冷害では、お米の重量が被害の有無のポイントになります。損害評価の際、被害圃場で稲を30株刈取り、刈り取った稲は干歯こきでその場で脱穀し、その収量を量っています。</p>
委員	<p>見かけではなく、収量で評価するのですね。分かりました。</p>
委員	<p>評価は前年度報告している米の収量と対照して減収となっていないか調べています。</p>
委員	<p>それは冷害のサンプルだけで調べ、圃場の分では調べないのですね。</p>
事務局	<p>いいえ、被害のあった圃場のものを調査します。</p>
委員	<p>損害評価と言われても、水稻は自家用米として作っているのだから、圃場を見て、株の張りなど専門的な目では評価が難しい部分があるのですが。</p>
事務局	<p>県の研修のほか、評価には、分割評価と言う評価方法があります。例えば、イノシシによる被害があったのに、被害圃場にはイノシシ対策の電気柵が設置されていなかった、圃場に雑草が生えていた等の理由が分割評価の対象となります。</p> <p>これは被害があっても仕方のない管理をしていた圃場には評価を下げ、適切な対応をしていた圃場に正当な評価をするという考えからある評価方法です。この圃場の管理については、委員の皆さまの方がくわしいのではないかと思います。</p>
議長	<p>それでは、協議事項 平成27年産水稻損害評価方法及び日程について、承認してよろしいか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは、次に協議事項 平成27年度水稻損害防止事業補助金について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、平成27年度水稻損害防止事業補助金について説明します。</p> <p>8ページから9ページをご覧ください。水稻損害防止事業の内容については、苗種施用剤（ブイゲットアドマイヤー粒剤）の購入された方につき、購入費の補助を行っています。</p> <p>この補助は10aにつき1袋使う薬剤となっておりますので、今年的水稻引受面積</p>

事務局	<p>5523.1aに対し、1袋3,410円の564袋分、1,923,240円で計算しており、このうち補助金として15万円を計上しております。</p> <p>この補助は10aにつき1袋として計算していますので、出在家の13.8aでしたら、2袋分の補助を行っています。このような計算で23地区に分け、補助金を按分しています。</p> <p>補助金額については、9ページの平成27年度地区別補助一覧の防除面積等一覧表の中の補助金額Aがその地区に対する補助金額となります。</p> <p>出在家は375円、栄根は1,839円、加茂は9,302円の補助金額となっています。この23地区の合計が15万円となるように引受面積に応じて振り分けを行っています。</p> <p>この金額については、事業をJA兵庫六甲にお願いしていますので、JAから補助金を各生産組合の口座に振込をお願いする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明内容にご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>購入農薬数とあるのですが、平成27年に購入した数でしょうか。平成26年に購入したものが残っていた場合は対象となりませんか。</p>
事務局	<p>平成27年度でなければ、対象となりません。</p>
委員	<p>この補助金は、一度JAに渡って、それから各生産組合に支払われるとなっていますが、これを分けるか、一緒にするかは生産組合長の判断ということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
議長	<p>ないようであれば、協議事項 平成27年度水稻損害防止事業補助金について、承認してよろしいか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>では、次に協議事項 平成28年度水稻無事戻しの廃止について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、平成28年度水稻無事戻しの廃止について、説明いたします。</p> <p>資料の10ページをご覧ください。</p> <p>10ページには、農業共済組合の事務資料の一部抜粋したものを載せています。こちらの中段に無事戻しについて、国からの指導内容が記載されていますのでご覧ください。</p> <p>これまで、水稻共済事業は、共済掛金を加入者よりお預かりして事業を行っています。</p>

事務局

この事業の中で、水稻については、過去3年間被害がない農家については掛金の約2分の1程度を限度として農家へお返ししていましたが、共済金の支払いに充てております特別積立金が引受戸数の減少などにより年々減少していること、また今からご説明する理由により平成28年度から無事戻しの廃止を検討しています。

10ページの資料にありますように、無事戻しの財源となっている特別積立金は、農家掛金以外に半分程度を国の税金で賄われています。この性質上、平成27年度から共済掛金率が見直され、積立金が全国平均で4割強低下している状況となっています。今後も現状のまま無事もどしを継続すると、10年以内に積立金が枯渇し、共済金のお支払いができなくなることが予測されます。

この予測について、11ページの平成28年度水稻無事戻し見直し資料 をご覧ください。こちらの資料は、無事戻し金と損害防止事業を行い、事務費賦課金を170円のまま継続した場合、どのようになるかという試算を行っています。

平成27年度の引受戸数は227戸、引受面積は5,523.1a、掛金は56,847円、こちらの事務手数料となっております、事務費賦課金は農家1戸あたり50円、10aあたり170円を賦課金として賦課しています。この事務費賦課金の合計が105,243円であり、共済掛金の合計額162,090円を農家へ徴収を行っています。

平成26年度から平成27年度の戸数の減り具合から算定し、平成32年までの戸数と引受面積の予測したものが農業共済引受状況の表となっています。また、水稻特別積立金については、昨年度のような被害が出た場合の共済金の支払いや損害防止による取り崩しを行った場合、どれほど積立金を取り崩していくかという予測値になります。

平成27年度の見込みとして、特別積立金に積立できる金額が81,090円であり、積立金残額が1,110,530円の予定となっております。平成28年度から平成32年までは、およそ15万円程度の取り崩しを見込んでおり、平成32年の特別積立金の金額は314,833円の残額になると見込んでいます。

グラフで分かるように、特別積立金は徐々に減少しています。おそらく、水稻共済掛金も、昨年は191円でしたが今年は187円と下がっているとおり、今後も掛金は減少することが予想されます。このため、平成32年度以降は無事戻し、損害防止事業、二つの事業の継続は、難しいと考えられます。

続きまして、12ページの資料をご覧ください。

12ページは案として今回提案している無事戻しを廃止し、代わりに事務費賦課金を120円に減額したものです。

この案は、現行170円となっている事務費賦課金を50円引き下げ、120円に見直すことで共済加入者の負担額を減らし、無事戻しが行われない分の補てんをしたいと考えています。事務費賦課金を見直した結果、平成27年度では105,243円の手務費賦課金と比べ、平成28年度では77,633円となり、27,610円の減額となり、平成28年度は227戸の農家が加入していれば、一人当たり約121円の共済掛金額の負担が減少します。

事務費賦課金が減少することで、特別積立金の積立額も減少しますが、平成32年で

事務局	<p>は580,735円の残額となりますので、平成32年以降も当分の間事業が継続可能となると予測しています。</p> <p>このように無事戻しを廃止する代わりに、事務費賦課金を減額し、共済加入者の負担割合を減らしつつ、共済事業を継続していきたいと考えています。</p> <p>資料2の案について委員の皆さまにこの場でご協議いただき、ご協議いただいた内容を、8月27日(木)の生産組合長会でお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明内容にご質問・ご意見はございませんか。</p>
事務局	<p>ただいまの説明に補足説明をいたします。この無事戻しと損害防止事業については、特別積立金で補てんすることができますが、加入戸数が年々減少している傾向が続くと当然ながら積立金が減っていきます。減っていくと逆に無事戻しや損害防止事業に充てるお金が通常の共済金をお支払いする金額を圧迫することになりますので、このあたりで無事戻しを廃止するという事にしなければ、5年後には特別積立金が30万円程度になりますので、このままでいきますと共済金がお支払いできなくなることになります。</p> <p>無事戻しを廃止するか、継続するかは最終的には市の判断となるところですが、損害評価委員の皆さまのご意見をお聞きした上で、生産組合長会でお諮りをしたいというのが趣旨となります。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>今現在、1戸あたり121円の無事戻しをしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>いいえ。1戸あたりの引受面積と掛金額によって無事戻しの金額は異なります。面積が少ない農家では40円、120円の無事戻しになります。これを考えると、賦課金を下げた方が加入者にとっては利益があるように思います。</p>
委員	<p>今回初めてこのような会議に参加させてもらうのですが、水稲共済の制度はいつ頃から始まったのでしょうか。</p>
事務局	<p>この制度は農業共済条例で定められていて、施行されたのは昭和39年からされています。</p>
委員	<p>今までは掛金を徴収して水稲の補償をされてきたわけですが、今回になってから特別積立金が足りないから減額するというお話になるのは、なぜでしょうか。</p>
事務局	<p>やはり一番大きな原因は、加入戸数が減少している状況と、共済事業は半分、国の補助金が入っているところがあります。国の方から国の税金を無事戻しで返すことは問題があると指摘があり、これは川西市だけでなく、農業共済条例を持っているところはすべて指摘を受けています。それは今年始まったわけではありません。数年前から財政的</p>

事務局	<p>にひっ迫しているので、どこも検討するよという指導はありましたが、ここにきて国が決めている掛金率も下げていくということで、財源がますます厳しくなっていくことが予想できるので、どこかでこういった判断をしないと共済制度自体が立ち行かなくなりますので、今の時点でお諮りしています。</p>
委員	<p>農家の規模が小さいところ、大きなところとありますが、国としては小規模農家の補助はやめていこうかな、という方向にも見えるのですが。</p>
事務局	<p>そういう見方もあるかも知れませんが、何より事業を継続していくためには収入がなければできません。共済制度ですので、互助の精神でお互いにお金を出し合って被害が出た時に共済金をお支払いするとか、無事戻しをするという考えが根底にはありますので、ここに国の補助金、税金を入れて返していくということは難しいという判断になるのではないかと思います。</p>
委員	<p>新潟などの米どころや、関西の都心部についても事務費賦課金は全国一律なのでしょうか。それとも場所によっては多少ばらつきがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務費賦課金については、市区町村の方で調整できるものですので、ばらつきがあります。</p>
委員	<p>西多田や多田院は水稻を作付けされていますが、平野、東多田は米を作付けしているところがありません。私の地区でも共済に入れる人はいますが、少ない人数で加入しても仕方がない、米のできが悪いのは、自分の管理が悪かったからだ、と考えて加入していない人もいます。共済は、みんなが助け合いのために出したお金を分散するもので、加入する人が少なければどうしようもありません。</p>
委員	<p>私個人としては、少くも掛金が高くなっても皆で水稻をやろうと思ってやるのであれば、それは構わないと思います。ただ、中にはやる気がない人もいますが、やる気のある人が集まってやって盛り上げていかなければ、衰退していくのも仕方がないと思います。</p>
委員	<p>川西の都心部と、北部で土地の条件が違うので、土地によっては米を作らなければ仕方がないところもあります。何もせず放っておいたら荒地になってしまいます。</p>
委員	<p>荒地になると手が付けられなくなります。</p>
委員	<p>農家で米を作り続けている人もいますが、たいがいサラリーマンになるので、ある時期だけ田植えして、収穫するしかありません。かといって田んぼを処分してしまうか、となっても場所によっては処分が難しい。</p>

委員	<p>農地を維持しようと思ったら、水稻を作るしかありません。維持しようと思ったら、新しく便利な道具を買ってやらないと仕方がない。私が営農できても10年、ないしは20年くらいでしょう。</p>
委員	<p>それに今までのように手で作業ができないので、重機を買わなければなりません。少しのお米を作るために重機をそろえようとする、どちらが損か得か分からない。</p>
委員	<p>個人の意見ですが、こんなことをせず、金額を上げるのなら上げてもらって反応を見るのもいいのではないかと思います。本当にやる気のあるところであれば、これから</p>
委員	<p>5年でも10年でもちょっとくらい掛金が高くても補償してくれるのであれば、やろうかな、という人がどれだけいるかが鍵になります。</p>
委員	<p>その点に関してですが、資料の12ページをご覧ください。川西市で指定している掛金は、国から指定されている掛金の中で一番高い共済掛金を選択しています。これが平成26年度は191円、平成27年度は187円となっています。4円違うだけで掛金が倍ほども違うのは、掛金の料率が見直され、平成26年度は0.499%に対し、平成27年度0.325%となっているからです。</p>
事務局	<p>これは国の指導によるもので、市で上げることができません。一方、事務費賦課金は掛金の2倍近くになっています。事務局としては、掛金ではなく、事務に関する経費の負担金を下げたいと考えています。事務ができてない状況で事務費賦課金が高いのはおかし、県からも事務費賦課金を下げるように指導を受けています。今回、無事戻しを見直す代わりに、高い事務費賦課金を下げ、負担を小さくしようと考えています。</p> <p>掛金については、県や国がこの地区はこの金額にしましょう、と判断する部分のため、市ではそれより高い掛金額にできません。このため、事務費賦課金を120円に見直しますと、ようやく掛金と事務費賦課金の割合が1.5倍、1.3倍になりますので、まだ見直せると思います。</p>
議長	<p>つまり、掛金にも縛りがあって、事務費賦課金を下げるにも限度があるということですね。</p>
事務局	<p>事務費賦課金は市の方で下げられますが、事務費賦課金を下げすぎると今度は積立ができなくなるので事業ができなくなります。</p>
議長	<p>数値的に細工をしても延命処置としてはここまでしかできないという事ですね。</p>
事務局	<p>事務費賦課金を170円から150円に下げる方法も検討しましたが、その場合は無事戻しの補てんが少なく、共済加入者に利益が少ないので、それなら無事戻しをしない代わりに事務賦課金50円を減らすという方法の方が良いのではないかと思います。</p>

議長	<p>少し話は戻りますが、無事戻しは市内全域で被害があった場合、無事戻しはありますか。それとも個人で自分の水田には3年間被害がなければ戻ってくるのでしょうか。</p>
事務局	<p>万が一市内全域で被害があったなら、無事戻しはありません。もし、引受戸数229戸のうち、4戸に被害があり、共済金をお支払いしているなら、4戸については無事戻しの対象になりません。残りの225戸については、今後3年間被害がなければ、無事戻しとして共済掛金の半額程度をお返しします。</p>
議長	<p>という事は全体で共済はしていないのですね。まったく違う地区での被害の場合は無事も戻し金は支払われるのでしょうか。</p>
事務局	<p>水稲共済制度はそもそも農家個人で掛ける制度です。実情としては地区でまとめて掛けているところもありますが。</p> <p>例として15戸の加入者がいる加茂地区で1戸被害があっても、残り14戸の農家は被害がなければ、今後3年間被害がなければ14戸の農家については掛金の2分の1を限度にお返しします。</p>
議長	<p>地区ではなく、個人単位ということですね。</p>
事務局	<p>はい。個人です。</p>
議長	<p>水稲共済は、傷害保険や生命保険の考え方とは違い、全体ではなく個人で見るという事ですね。</p>
事務局	<p>はい、個人で見えています。</p> <p>なお、平成26年度と平成27年度で無事戻しについて、無事戻しの金額が上がっています。これは平成26年度の無事戻し戸数96戸に対し、平成27年度は120戸に増えているからです。</p> <p>平成28年度以降も戸数は増えていきますが、無事戻しは3年の掛金について行うため、平成27年の無事戻しは、平成24年、平成25年、平成26年に被害のなかった農家へ掛金の2分の1程度を上限にお返しします。ただ、平成26年度でも掛金の総額が199,276円とあまり大きな額ではありません。</p> <p>それに平成24年度に掛金の見直しがあり、その時、掛金率と掛金は平成23年度の約2分の1にまで下がっています。そこからさらに掛金を下げている状況となっていますので、無事戻しをするにしても無事戻し額が微々たるものになりつつあります。</p> <p>そういう事情と国の指導もあり、無事戻しは廃止する代わりに賦課金を減額した方が皆さまにとって還元率が高い方法になります。</p> <p>ただ、事務費賦課金を下げることで特別積立金への積み立てができない欠点がありますが、そこは加入戸数が上がれば問題はないのかな、と思いますが.....。</p>

委員	その可能性は低いですね。
委員	まず、ないでしょう。
事務局	平成32年以降、生産緑地指定が解除された後はもっと減るのではないかと予想しています。このため、推計も5年までしかお出しできませんでした。 平成34年の生産緑地の指定が解除されると水田や畑が減ってしまう可能性が非常に高いので。
議長	生産緑地の指定が解除された時には、どっと宅地化が進むでしょうね。
委員	それは生産緑地の制度的に全国的になくなるという事でしょうか。それとも部分的に実施されるのでしょうか。
事務局	おそらく平成33年に生産緑地の制度の廃止、維持について国会でそういった審議がされると思います。
委員	生産緑地指定解除の対象は三大都市圏ではないでしょうか。
議長	国レベルで実施はできないでしょう。
委員	解除が都心部だけでしょう。都市部からは水田や畑が徐々になくなります。米どころについては米を生産してもらわなければ。日本が外国から米を買うわけにもいきませんから。
議長	協議内容としては、無事戻しの廃止案について、生産組合長会に諮ってもらうということについて承認するもので、無事戻しの廃止をこの場で廃止を決定するものではない、ということによろしいでしょうか。
事務局	最終的には市で判断するものですが、無事戻しの方向性として、これを案として生産組合長会で諮らせていただき、ご意見を伺ったうえで判断したいと思います。
議長	北部と南部では土地形態や作付け状況が異なるので、廃止の判断には地域性が出るでしょうね。 今回、損害評価委員としては、事務局の判断に任せる形で行かなければ仕方ない、という風に思いますが、皆さま了承していただけますか。 ここで案に代わる代替案がなければ、ここで話をしても前へ進みませんし。
委員	生産者の意見を聞くのがルールであって、この会としては事務局にお願いするとする

委員	しかないでしょう。
議長	システムとして、損害評価会で協議したことを決定事項だと生産組会長会に諮って、損害評価会で決まりましたから、こうします、というやり方をされると、損害評価会の役員の責任が重たくなるので、そういう方法では諮らないようにしてください。
委員	これは共済制度の中に損害評価会というものが位置づけされていますので、やはり、一番先に損害評価会でご意見をお聞きしてから、生産者へお聞きするという順番となっているものです。ここで承諾を得たため、そのまま決定します、ということではありません。
委員	
議長	生産組会長に諮る前に、損害評価委員の意見を聞かないといけない、ということですね。
事務局	ここで出たご意見を踏まえて、生産組会長にお話しさせていただければな、と考えています。
議長	とりあえず延命処置としてはこの方法しかない、と。いう結論になりましたけれども、皆さまどうでしょうか。
委員	無事戻しを廃止することによって58万円という共済積立金があるから、当面乗り切れるという見通しで資料を作られています、この資料自身も戸数がほとんど減らないという想定のもとで作られています。今後の生産緑地指定の解除されたときの減少を見込まずにされているようですが、それは当面はそこまで、という考え方なのでしょうか。
事務局	そうですね。平成34年に生産緑地の指定が解除されるので、それまでのところで試算しています。
委員	地域によって差はあるでしょうが、その時がらっと変わるような気がします。
事務局	その辺は事務局も予測が難しく、当面、この事業を継続させるという事を考えると、提案させていただいている案のようにしかありません。
委員	これがもっと未来まで持続するとは言えない、ということですね。
事務局	はい。それでも当面の間、事業を維持していきたいと考えておりますので、事務局に入る事務費を抑えて、事業を継続できたら、という提案です。

議長

では皆さま、貴重な意見をありがとうございました。協議事項 の平成28年度水稲無事戻し金の廃止について了承してよろしいでしょうか。

委員全員

異議なし。

議長

それでは、本日の協議事項は全て終わりましたので、議長を降壇させていただきます。

事務局

西田会長、ありがとうございました。

それでは、本日の損害評価会を終了させていただきます。皆さまお疲れさまでした

閉会 午前11時00分

平成27年8月25日

議長（会長） 西田 信治

署名委員 菊本 秀明

署名委員 橋本 信一